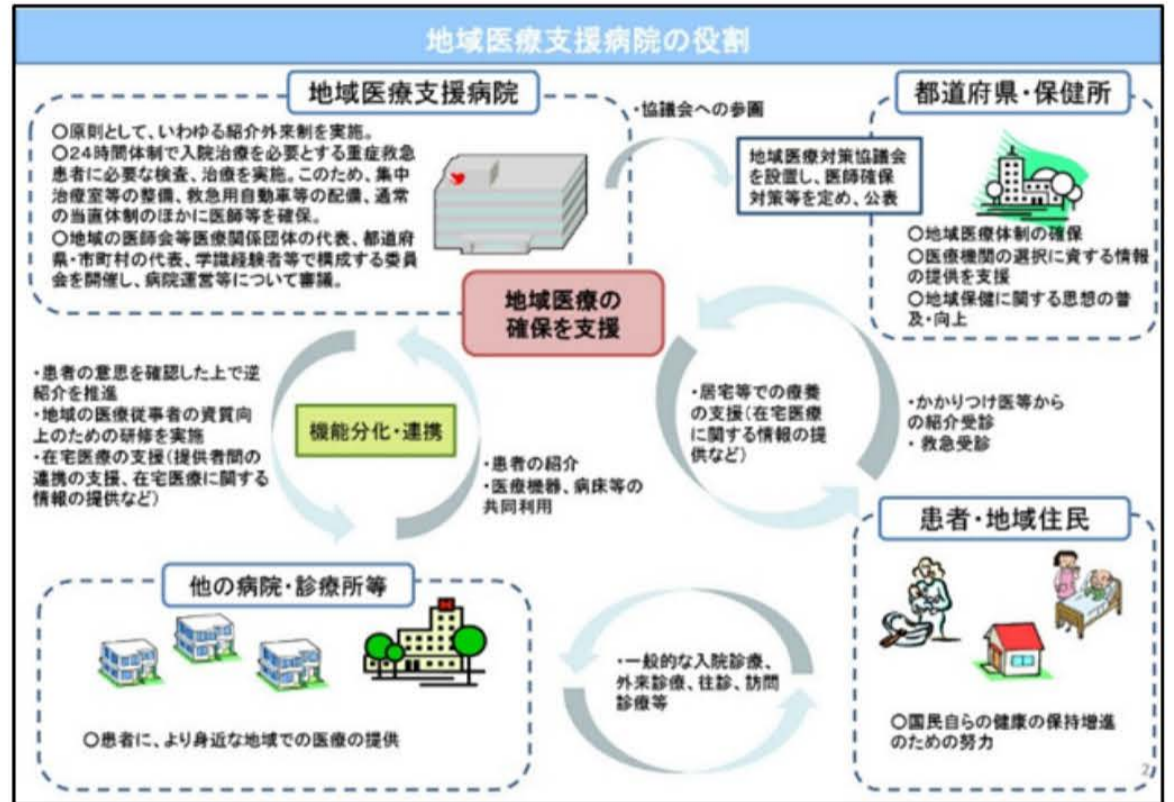


奈良県の「地域医療支援病院」に承認されました

近畿大学奈良病院は令和4年4月5日に奈良県から地域医療の中核病院としての役割を担う地域医療支援病院に承認されました。地域医療支援病院は、全国に659施設（厚生労働省・医療施設動態調査令和4年1月現在）、奈良県では6施設目となり、公立・公的医療機関以外では奈良県初の承認となります。

地域医療支援病院とは

紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認している病院となります。



■出典：厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/>)

地域医療支援病院の承認要件


1 ■紹介患者に対する医療の提供

- 他の医療機関からの紹介患者の比率（紹介率）及び他の医療機関への紹介した患者の比率（逆紹介率）が以下のいずれか

- 紹介率80%以上
- 紹介率40%以上、逆紹介率60%以上
- 紹介率60%以上、逆紹介率30%以上（当院は2.を達成）


2 ■救急医療の提供

- 年間1,000件以上の救急患者を受け入れること




3 ■地域医療従事者への研修

- 年間12回以上の地域医療従事者への研修を実施すること




4 ■地域医療支援病院運営委員会の開催

- 委員の過半数は外部者で構成する運営委員会を年4回以上開催すること



5 ■施設・設備の共同利用


- 施設・設備の共同利用の体制を整備すること



6 ■登録医制度

- 登録医制度を整備すること

連携登録医
→近畿大学奈良病院と医療連携を締結している医療機関



—かかりつけ医との連携を強化—

地域医療を担うかかりつけ医とこれまで以上に連携を強化し、地域医療へのさらなる貢献を目指します